

和解について

名水はだの富士見の湯熱供給施設の不具合に係る損害賠償請求（東京高等裁判所・令和 8 年（ネ）第 72 号）について、次のとおり訴訟上の和解を成立させるものとする。

1 和解の相手方

- (1) 平塚市南原三丁目 7 番 1 号
神奈川山菱・相原共同企業体
代表者 神奈川山菱設備株式会社
代表取締役 新 倉 弘 子
- (2) 平塚市南原三丁目 7 番 1 号
神奈川山菱設備株式会社
代表取締役 新 倉 弘 子
- (3) 秦野市平沢 1025 番地
株式会社相原管工
代表取締役 相 原 宏
- (4) 三浦市三崎町諸磯 47-1
青 木 建

2 和解の内容

- (1) 相手方は、本市に対し、和解金として連帯して 1,500,000 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を連帯して、裁判所が定める期日までに、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本市は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 本市と相手方とは、本市と相手方との間には、和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて各自の負担とする。

3 事案の経過等

- (1) 平成 30 年 7 月、名水はだの富士見の湯において、熱供給施設に不具合

が発生した。

- (2) 令和４年６月１５日、本市は、不具合の原因を配管工事の施工不良によるものとし、改修工事や施設の営業に必要な代替措置等に要した費用として、相手方に損害賠償金８４，１４２，８５４円と遅延損害金の支払を求め、訴えを提起した。
- (3) 令和７年１０月２３日、東京地方裁判所の第一審判決において、本市の請求が棄却され、同年１１月６日、本市は、この判決を不服として控訴した。
- (4) 令和８年６月１９日、東京高等裁判所の控訴審において、裁判所から和解案が提示された。

その中で、和解金額について、「換気や排水のための機械設備が設置されていなかったボックスカルバート内の施工時における状況や配管内の破損状況に照らし、ボックスカルバート内の貯留水が加熱された結果、配管の外皮を損傷させ、配管内の保温材を広範囲にわたって激しく損傷させたものと考えられるが、必要とされる熱収縮チューブのラップしろの幅が確保されておらず、施工に不適切な点があったこと等に鑑み、相手方が本市に対して支払うべき本件和解金の金額は、１５０万円を相当と考えて提示する」旨の補足説明があった。

- (5) 本市としては、不具合発生的前提条件は裁判所の認識と異なるが、これまでの裁判の経過及び本市が主張した配管工事の施工不良に対する一定の損害の回復が図られること等を踏まえ、和解案に応じるもの。

令和８年７月３０日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

名水はだの富士見の湯の熱供給施設において発生した設備の不具合に関して、本市が施工事業者３者及び工事監理者１者に対し、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めて提起した訴訟について、裁判所からの勧告に基づき和解するに当たり、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものであります。